

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学定款第11条第2項の規定に基づき、公立大学法人名桜大学の学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 学長選考会議を構成する委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、経営審議会若しくは教育研究審議会の構成員でなくなったとき又は学長の候補者となったときは、委員としての身分を失う。

(議長)

第3条 学長選考会議を主宰する議長は、次に掲げる方法に基づく委員の互選によって定められた者とする。

2 委員から指名推薦された者を議長候補者とし、委員の挙手又は単記無記名投票により最も票を得た者。ただし、複数者が同数票の場合にはくじ引きにより決する。

3 前号により指名推薦された者がいない場合には、委員の単記無記名投票により最も票を得た者。ただし、複数者が同数票の場合にはくじ引きにより決する。

(議長の職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 学長選考会議は議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

(議決事項)

第6条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に係る申出に関する事項
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) その他学長選考会議に関し必要な事項

(会議)

第7条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、議長が招集する。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠けたとき
- (4) 学長が解任されたとき
- (5) 半数以上の委員から招集の要請があったとき

(6) その他議長が必要と認めるとき

2 前項に定める会議の招集は、前項第1号に該当するときは任期満了の3月前までに、前項第2号から第6号までのいずれかに該当するときは、速やかにこれを行うものとする。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議事)

第8条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学長の選考、学長の任期及び学長の解任に係る申出の決定に関する議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成によらなければ議決できない。

3 議事については、非公開とする。ただし、その要旨について出席した委員の3分の2以上の議決により必要と認めるときは、公表するものとする。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 学長選考会議の庶務は、総務課において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の会議は、理事長が招集し、議長が選出されるまでの間、議事の進行を行う。

附 則

この規程は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則 (令和4年6月27日)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。